■文化財保護法第93条第1項に基づく届出について

１ 文化財保護法第93条の届出は、工事着手の**60 日前までに**提出してください。

２ 届出書の提出部数は１部です。必要書類は下記のとおりです。

　　　□　1\_93条届出書＋別記”　（記入要領参照）

　　　□　2\_93条：市教委あて進達依頼書

　　　□　添付書類

**〔開発の場合〕**

①案内図

②土地利用計画図

③切土盛土造成平面図・断面図

④建物配置図

⑤建物平面図（各階平面図不要）

⑥建物基礎の構造と深度が分かる断面図

⑦その他必要な図書

**〔建築の場合〕**

上記の①・④・⑤・⑥・⑦

３ 提出方法　　窓口持参／郵送／メール

４ 遺跡名等が不明の場合は横須賀市のホームページ内の「わが街ガイド」で検索するか、 生涯学習課文化財係にお問い合わせください。

横須賀市教育委員会生涯学習課文化財係

〒238-8550　横須賀市小川町11番地

電話　：046-822-8484

FAX　 ：046-822-6849

E-Mail：se-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp